第１００号議案

町田市民ホール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市民ホール条例の一部を改正する条例

町田市民ホール条例（平成１７年６月町田市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（施設）
第３条　市民ホールには、次に掲げる施設を設ける。
（１）・（２）略

（３）略
（利用料金）
第１３条　利用者は、市民ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
２・３　略
別表（第１３条関係）
１　施設の利用料金
<table>
<tr><th rowspan="2">施設の名称等</th><th colspan="4">利用単位及び利用料金</th></tr>
<tr><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>全日</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td><td>
（施設）
第３条　市民ホールには、次に掲げる施設を設ける。
（１）・（２）略
（３）練習室
（４）略
（利用料金）
第１３条　利用者は、市民ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用の承認を受けた時に支払わなければならない。ただし、規則で定める場合は、当該承認の日後に支払うことができる。
２・３　略
別表（第１３条関係）
１　施設の利用料金
<table>
<tr><th rowspan="2">施設の名称等</th><th colspan="4">利用単位及び利用料金</th></tr>
<tr><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>全日</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>練習室</td><td>２，０９０円</td><td>２，０９０円</td><td>２，０９０円</td><td>６，２７０円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

略	略	略	略	略

備考

１・２　略

３　利用時間は、指定管理者が管理上支障がないと認める場合に、その延長又は繰上げをすることができる。この場合における利用料金は、３０分ごと（３０分未満のときは、３０分として計算する。）につき、次の各号に掲げる利用単位の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用料金の額に１００分の２０を乗じて得た額を加算する。

（１）午前　延長にあっては午後の利用料金、繰上げにあっては午前の利用料金

（２）午後　延長にあっては夜間の利用料金、繰上げにあっては午後の利用料金

（３）夜間　夜間の利用料金

（４）全日　延長にあっては夜間の利用料金、繰上げにあっては午前の利用料金

４　略

５　施設を利用し、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、この表に定める利用料金の額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

（１）～（３）略

６　略

２　附属設備の利用料金

施設	種別	単位	金額

略	略	略	略	略

備考

１・２　略

３　利用時間は、指定管理者が管理上支障がないと認める場合に、その延長又は繰上げをすることができる。この場合における利用料金は、３０分ごと（３０分未満のときは、３０分として計算する。）につき、延長にあっては夜間の利用料金に、繰上げにあっては午前の利用料金に１００分の２０を乗じて得た額を加算する。

４　略

５　ホール又はギャラリーを利用し、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、利用料金に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

（１）～（３）略

６　略

２　附属設備の利用料金

施設	種別	単位	金額

略	略	略	略
会議室又はギャラリー	音響設備等	１台、１本、１双又は１式	２，０９０円

備考

１　略

２　利用時間の延長又は繰上げをする場合における附属設備の利用料金は、３０分ごと（３０分未満のときは、３０分として計算する。）につき、この表に定める利用料金の額に１００分の２０を乗じて得た額を加算する。

３　１の表備考第４項及び第６項の規定は、附属設備の利用料金について準用する。

略	略	略	略
会議室、練習室又はギャラリー	音響設備等	１台、１本、１双又は１式	２，０９０円

備考　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和１０年４月１日から施行する。ただし、第１３条第１項の改正規定は、令和９年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表の規定は、令和１０年４月１日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。